

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和4年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

令和4年度甲府ジュエリーツーリズム企画運営業務

2 業務概要

本市は、古来、水晶産地であったことがきっかけで、宝石の研磨、貴金属加工、水晶美術彫刻の技術が発達し、宝飾品を作り続けてきた。2017年の経済センサスにおける、山梨県の貴金属製装身具の製品出荷量は全国の約1/3であり、そのほとんどの事業者が甲府市内にある、まさにジュエリー産業に支えられているまちである。

また、企画、デザイン、原料の調達、研磨、彫刻、貴金属加工、そして国内外への流通などジュエリーを完成させる全ての業務が揃う、世界的にも珍しい集積産地である。

しかしながら、ジュエリー産地としての地域ブランドの知名度は低いことからその魅力を市内はもとより全国に発信するため、市内のジュエリー工房等にて、見学や研磨体験等を行うツーリズムを実施する。

ツーリズムを通じ、効果的に本市の魅力をPRすることで、「宝石のまち甲府」の知名度向上と、地場産品の販路拡大や交流人口の増加を図り、地域経済の活性化に資することを目的として実施する。

3 開催日及び履行期間

開催日は令和4年11月12日（土）、13日（日）とする。

履行期間は、契約締結日から令和5年1月31日（火）までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 甲府市内に本店、支店または主たる事業所があること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定いづれにも該当していないこと。
- (3) 本市による指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また法人においてはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされて いる者でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

5 手続等

- (1) 令和4年度甲府ジュエリーツーリズム企画運営業務公募型プロポーザル実施要項（以下「公募型プロポーザル実施要項」という。）、令和4年度甲府ジュエリーツーリズム企画運営業務仕様書及び令和4年度甲府ジュエリーツーリズム企画運営業務公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市産業部商工振興室商工課（担当：樋田、森本）
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
TEL：055-237-5694（直通）
FAX：055-227-8065
電子メール：syokous@city.kofu.lg.jp